

長期議会の階級構成 (I)

浜 林 正 夫

ま え が き

1954年に、われわれは、長期議会の議員にかんする興味ふかい二つの研究を手にすることができた。その一つは、D. Brunton & D. H. Pennington : *Members of the Long Parliament* (London, pp. xxi + 256) であり、もう一つは、M. F. Keeler : *The Long Parliament, 1640—1641. A Biographical Study of its Members* (Philadelphia, pp. ix + 410) である。このうちキーラーの研究は、長期議会の議員を全体として観察し、これを、J. E. Neale によるエリザベス朝の下院の構成の研究や、L. B. Namier によるジョージ三世時代の研究と、対比しようとするものであつて、したがつて、長期議会の内部における国王派と議会派との対比は、部分的にはふれられているけれども、彼女の問題意識の中心とはなつていないようであり、その書物の約5分の4は、議員547名の1人1人の簡単な伝記によつてしめられていて、むしろ史料的な価値の高いものとなつている。これにくらべると、ブラントンとペニントンの研究は、その結論の部分を一読しただけであきらかなように、C. Hill によつて代表されるマルクシストのイギリス革命観を、実証的に批判しようという意図につらぬかれており、したがつて、長期議会の内部における国王派と議会派、さらに議会派の内部における長老派と独立派、の社会的な立場の対比が、問題の中心となつている。本稿はこのブラントンとペニントンによるマルクシズム批判への、反批判を意図するものである。

I. 問 題 点

イギリス革命における階級対立は、ヒルによつて、つぎのように要約されている。

「つまり、じつは三つの階級が対立していたのである。寄生的な封建的土地所有者と投機的金融業者に対しては、また、産業の発展を制限し統制しようとする政策をとつた政府に対しては、資本家的商人や借地農という新しい階級の利益は、小農民や手工業者や職人の利益と、一時的には同一のものであつた」⁽¹⁾。

ヒルのいうこの三つの階級は、革命における国王派、議会派（長老派と独立派）、水平派、という三つの党派に、だいたい対応するものと考えられるのであるが、この場合、ヒルの分析の典拠となつているのは、マルクスやエンゲルスの古典的な指摘や、それにもとずいてすすめられてきたソヴェトの史家たちの研究や、それらとは一応別個にすすめられてきたイギリスの経済史家たち、とくに R.H. トーニーと G. アンウイン、の業績などであると同時に、R. バクスターや L. ハッチスンや T. ホブスや J. ハリントンやクラレンドン伯などの、革命当時の人々の見解であつた。⁽⁴⁾ 革命当時の人々は、国王派にぞくしたのが貴族やジェントリの大部分であり、議会派にぞくしたのがジェントリの一部と、ヨーマンや商人や手工業者であることを、一致して認めているのである。そのかぎり、マルクス主義とは反対し、宗教的な対立を革命の基本的契機と考えているイギリスの正統派の史家たちも、副次的なものとしてはあるが、そ

(1) C. Hill : The English Revolution, 1640 (1940) p.37.

(2) マルクスとエンゲルスのイギリス革命観については、C. Hill : English Civil War interpreted by Marx and Engels ("Science and Society," vol. XII, no. 1, 1948), 尾崎芳治：マルクス・エンゲルスのイギリス革命論（京大経済学会「経済論叢」77巻 5～6号, 1956年 5～6月）を参照。

(3) cf. C. Hill : Soviet Interpretations of the English Interregnum ("Economic History Review," vol. VIII, no. 2, 1938), ヴェ・エム・ラブロフスキー：17世紀のイギリス・ブルジョア革命の2, 3の論争問題（山岡亮一, 木原正雄編「封建社会の基本法則」1956年所収）。

(4) これらの見解は、C. Hill & E. Dell (ed.) : The Good Old Cause (1949) に、おさめられており、邦文でも紹介されているので、ここでは一つ一つの引用は省略するが、ただクラレンドンの指摘は、ヒルの史料集においても、出版元との諒解が成立しなかつたため、おさめられることができなかつたらしいので、1ヶ所だけ引用しておく。「(サマセット) 州の古い家柄と所領をもつジェントルマンはたいてい国王に味方……していたが、しかし低い身分のもので、立派な農業や織物業やその他の景気のよい商売によつて、非常に大きな財産をえ、だんだんジェントルマンの所領に入りこんだ人々は …… はじめから議会の忠実な味方であつた」(Clarendon : History of the Rebellion, ed. by W.D. Macray. 1888, vol. II, p.296.

のような階級的な対立を肯定せざるをえなかつたのであつた。⁽⁵⁾

ところでいま、ペニントンは、バクスターなどの見解は、「彼が自分で見ることができたものの、個人的な印象をあらわしただけにすぎない」とし、これらの個人的な印象や、後世の史家の局部的な研究から、「その結論がイングランド全体にあてはまると想定することは、まことに不合理である」といい、⁽⁶⁾あらためて、根本的に、国王派と議会派との1人1人について、その社会的立場をたしかめようとするのである。そしてその第一段階として、彼は1640年にはじまる長期議会の下院議員についての分析を、ここにしめしているわけであるが、議員の1人1人について、その職業、家系、年齢、学歴、公職の経歴、などについての彼の研究の結論は、国王派議員と議会派議員、および後者のうちで、長老派議員と独立派議員、さらに、1645年以後に選出された補欠議員と最初の議員、これらの間に、とくにいちじる差異を認めることはできない、ということなのである。もちろん彼は、マルクス主義が機械的な経済的決定論を意味する、とは考えない。しかし、「それにもかかわらず、もし一般に認められているような意味における階級対立が、両派の間に存在していたのなら、ここにあつめられた事実の、少くともあるものには、それがいくぶんかつよく反映していたであろう。「寄生的な封建的土地所有者」は存在していたであろうが、「それらを、200人の国王派議員のうちに、みいだすことは困難である」⁽⁷⁾。こうしてペニントンは、イギリス革命における党派対立が、何らかな経済的階級的な基礎にもとづいていたと考えることはできない、と主張するのである。それでは、階級対立ではなくて、何が革命の基本的契機であつたのか。この点については、ペニントンはきわめて控え目であつて、何らかの新しい理論をしめそうとはしない。彼はその研究が、「歴史的伝説のあるものを否認し、あるものに疑いをなげかける」ことに、さしあたつては、満足し、したがつて、この

(5) たとえば、S. R. Gardiner: *History of England, 1603—1642*, (1884) vol. X, p.13, G. M. Trevelyan: *England under the Stuarts* (1904), pp. 188—189.

(6) D. Brunton & D. H. Pennington: *Members of the Long Parliament*, p. 20. この見解はもちろん、ブラントンとペニントンの両者のものであろうが、ブラントンはこの書物の完成をまたずに交通事故で死亡したといわれているので、ペニントンのみを、以下ではとりあげることにする。

(7) *ibid.*, p. 177.

研究が、「限定された、主として消極的な価値」しかもたないことを、自ら認めている⁽⁸⁾。しいていえば、ペントンが強調しているのは、ローカルな、家系的な、つながりであつて、経済的な利害よりも、そういうつながりが、革命における党派決定に、重大な影響を与えた、と彼は主張するのであるが、かりにそれが事実であつたにしろ、そのようなつながりは、革命におけるいずれかの陣営への参加を決定する要素たるにとどまつて、革命そのものを説明する契機とみることは、とうていできないであらう。だから、この書物にあらわれたかぎり、ペントンは、積極的には、不可知論の立場にたつ、といわなければならない。

ペントンのこの書物は、かなり大きな反響をよびおこしたらしく、いくつかの書評にめぐまれ、その多くは好意的であつたようであるが、私はそれらのうちごく少数のものをみることができたにすぎない。その一つは、書評ではないけれども、この書物のはじめに附せられたトーニーの序文である。トーニーの研究は、ヒルをはじめイギリスのマルクシストがその研究の大きなよりどころとしているものであり、したがつてこの書物は、間接的にはトーニー批判でもあるはずであるが、そのトーニーは序文のなかで、ペントンの結論を、ほぼ全面的に容認している、といえよう。ただトーニーは、国民全体の対立がそのまま議会内の対立に、正確に反映していたかどうかは疑問であるとし、なおバクスターやクラレンドンの証言を見捨てようとはしないのであるが、議員にかんしてはこの分析は正しいし、反対の事実がしめされないかぎり、この結論は認めなければならない、という。むしろトーニーは、ヒルなどがいう「封建的土地所有者」という概念を批判し、「封建的」という言葉を、「領主権からの収入に依存する」という意味に解するなら、そういう意味での封建的土地所有は革命の時までにすでに事実上消滅しており、国王派も議会派も、ともにブルジョア的であつて、1642年にいたるまでの旧体制の破壊に両者が協力しえたのも、そのためである、とし、1642年以後の両派の分裂の経済的原因については、今後の研究にまたなければならない、という⁽⁹⁾。このトーニーの見解は、第一に、絶対主義の経済的基礎をあまりにブルジョア化して考える

(8) *ibid.*, p. 19.

(9) *ibid.*, Introduction, pp. xix—xxi.

ことによつて、革命の対立物が何であつたかを見失わせるものであり、第二に 1642 年以前とそれ以後との革命を、何か異質的なものとみるという混乱におちいつている、といわざるをえないであろう。

ペニントンの研究に対する全面的な批判は、B. マニングによつて提起された。マニングは、この書物の結論はきわめて不十分であり、かつ混乱を与えるものだ、といい、10 点にわたつて批判を提出した。要約すれば、それは次のような点である。

(1) 植民地企業に関係したものはすべて議会派であつたのであり、ここに議会派のみに共通する特殊な経済的利益があるのに、ペニントンはこれを無視している。

(2) 議員の選挙にあつて、有力貴族の影響がかなりつよく、パトロン関係がみられるのに、これが無視されている。

(3) 官職保有と党派との関係が分析されていない。

(4) 多くの人々が中立的であつたにもかかわらず、これを国王派と議会派へ、しいて分類したために、両派の差異がうすめられてしまつている。

(5) 分析が下院のみを対象とし、上院におよんでいないため、封建的勢力の中心がうかびあがつてこない。

(6) ジェントリとしてとらえれば同一にみえても、ジェントリのうちには、革命の中心勢力であつた都市を母胎としているものがある。

(7) ペニントンは国王派と議会派とに、家系の新旧という点でも差別はないというが、彼自身が西南部地方についてあげている数字によつても、議会派の方が新しい家系にぞくするものが多いことがしめされている。

(8) 所領経営の方法が分析されなければ、地主のタイプの分類をすることはできない。

(9) 国王派のなかにも商人がいるといつても、独占的商人であれば、それは当然のことである。

(10) 革命の原動力は議会の外にあるのだから、議員の分析だけで一般的結論へみちびくのは危険である。

これがマニングの提起した批判の要点であるが、結論としてマニングは、ペ

ニントンのこの書物が、一般に好評であつたのは、学術的評価よりむしろその反マルクス主義的立場への共感によつていのではないか、という疑いをしめしている。⁽¹⁰⁾ ペニントンはこの批判に対して、第7点をのぞいて、答弁をおこなつたが、これらの諸点のうち、(5)、(8)、(10)の3点については、マニングの批判を認めながら、上院の分析、所領経営方法の分析、議会外の諸勢力の分析、におよびえないことは、あらかじめことわつてあることであり、誰かがそういう分析をして反対の論証をしないかぎり、この結論は変らない、と主張している。⁽¹¹⁾

ペニントンの書物は、わが国の研究者の間でも、いち早く注目され、すでに2,3の紹介がこころみられているが、そのうけとり方は、だいたい、イギリス革命における階級対立をいぜんとして承認しながら、新しい要素として、ペニントンが提出したローカルな、家系的なつながりも考慮すべきだ、⁽¹²⁾というにとどまつているといえよう。

ペニントンの研究が、下院の分析にとどまつたということは、いうまでもなく、その研究をきわめて限定されたものとしているし、また所領経営方法の分析がなされていないということも、重大な欠陥であろう。もう一つ、マニングによつては指摘されていないけれども、ペニントンのように、階級対立を個人に解消してしまうやり方は、方法的に正しくない、ということも考えられなければならない。しかし、このように、ペニントンの研究の、方法的な誤りや、研究領域の限界を、指摘することは、もちろん必要ではあるけれども、それだ

(10) B. Manning: The Long Parliament and the English Revolution ("Past and Present", No. 5, 1954) pp. 71—76.

(11) D. H. Pennington: Communications, the Long Parliament ("Past and Present", No. 6, 1954) pp. 85—89. マニングは同誌 pp. 90—91 で再批判をつけ加えているが、とくに新しい論点はみられない。なおこのほかに、私がみることができたのは、R. W. K. Hinton が "Economic History Review" n.s. vol. VII, no. 1 (August, 1954)によせているペニントンの書物への書評と、ペニントンが "English Historical Review" vol. LXX, no. 275 (April, 1955)によせているキーラーの書物への書評とであるが、とくに注目すべき論点はないと思う。

(12) たとえば、大野真弓: イギリスにおける二つの内乱 (「歴史教育」2巻10号, 1954), 同: イギリス議会の由来 (東洋経済新報社「世界史講座」Ⅲ, 1955), 隅田哲司: Brunton & Pennington, Members of the Long Parliament (広島大学「史学研究」59号, 1955), 紀藤信義・隅田哲司: イギリス革命と長期議会 (広島大学「史学研究」62号, 1956)。

けでは、たんなる水かけ論しかもたらさないであろう。階級対立は個人に解消しえないけれども、階級の担い手はやはり個人である。したがって、ペニントンによるマルクシズムへの「実証的」批判は、方法的にややはずれの感がないでもないが、それにもかかわらず、それへの反批判は、内在的でなければならぬ、と私は考える。しかも、マルクス主義史家の研究が、まだかなり公式的な段階にとどまっている現状では、ペニントンやキーラーの研究は、すすんでとりいれるべき貴重な史料を提示しているといえるのであつて、むしろペニントンの考え方のなかにある混乱や誤解を整理し、キーラーの史料をあわせ用いることによつて、おそらく、階級対立という観点からするイギリス革命解釈は、かえつて具体化されるであろうし、あるいは積極的に新しい問題提起も可能となるかも知れないであろう。ただし、分析の範囲が下院議員にかぎられていることと、その多数をしめるジェントリ層の所領経営の方法が明らかでないこととが、きわめて重大な欠陥であることは、いうまでもない。そのかぎり、本稿もまたきわめてかぎられた研究とならざるをえないのであるが、しかしペニントンのそれのように「主として消極的な価値」しかもたないものではなく、何らか積極的な意義をもちうるものとなりうれば、幸いである。

II. 予備的考察

分析にはいるに先立つて、若干の予備的な考察をしておく必要がある。

長期議会とは、1640年9月に選挙公示がおこなわれ、10月選挙、11月3日開会されたところの、チャールズ一世の第5次議会である。それが、11年余にわたる国王独裁のあとをうけて成立し、国王と議会のはげしい対立のうちに、わずか3週間で解散せしめられたいわゆる短期議会につづくものであり、第2次スコットランド戦争によつて苦境におさまれた国王が、国民の要求をこれ以上おさえつけることができず、やむをえずこれに屈服してひらいた議会であつて、はじめから革命的な雰囲気につつまれたものであつたことについては、ここでくわしくのべる必要はないであろう。公示とともに、国王派も反対派もはげしい選挙戦を展開し、反対派の巨頭ピムは、「ピューリタンの仲間たちが議会へ選出されるよう、全国をめぐるあるき、その目的をはたすために、大いに身

体を消耗した⁽¹⁾といわれており、10月の選挙は異例にはげしい競争のなかでおこなわれた。

下院議員の定数は、はじめ 493 名で、その内訳はつぎのとおりである。

イングランド39州 (定員2名づつ)		78名
自治市 194 のうち		
定員4名のところ	2	8名
定員2名のところ	187	374名
定員1名のところ	5	5名
大学 2 (定員2名づつ)		4名
ウェールズ12州 (定員1名づつ)		12名
ウェールズの自治市12 (定員1名づつ)		12名
		計 493名

さらにこのほかに、1641年末までに7つの自治市が議員選出権を与えられたので、そこからの各2名づつ計14名の定員を加えると、総計507名となる。これが長期議会の議員定数である。しかしこの時の選挙では、競争がはげしかつただけに、またその当時の選挙方法には不正なやり方がおこなわれやすく、その結果についても疑義が生じやすかつたために、選挙後、40件近い異議申立てがあり、結局、Monmouth 州の Monmouth 市、Cornwall の Newport 市、Wiltshire の Downton 市の3市では、それぞれその選出議員のうちの1名の当選が無効とされたまま、補充がおこなわれなかつたので、議員実数は504名であつた。

この議会は、1640年の末から41年の秋までに、ほとんど全員一致で、国王の側近を処刑または追放し、絶対主義の政治機構を廃止し、議会の権力を確立し、不法な課税を廃止するなどの、革命的な立法措置を実現したのであるが、41年末ごろから、宗教と軍事権の問題をめぐつて、議会内に分裂が生じ、しだいに国王のもとへ走るものがふえてきて、42年8月にいよいよ戦火がまじえら

(1) Athenae Oxonienses, ed. Bliss, iii. 73—cit., R. N. Kershaw: The Elections for the Long Parliament (English Historical Review, vol. XXXVIII, no. CLII, 1923) p. 501. なお cf. M. F. Keeler: The Long Parliament, pp. 7—11.

(2) 当時の選挙の方法については、J. E. Neale: The Elizabethan House of Commons (1949) Ch. II, III. 異議申立ては R. N. Kershaw: op. cit., p. 504 によれば36件、M. F. Keeler: op. cit., p. 7 によれば38件、とされている。

れたときには200人以上の議員が国王派にぞくするにいたつた。この国王派議員は議会から議席を奪われたのであるが、その後、1645年からこれら議員の空席を補うために、補欠選挙がおこなわれ、1649年8月までの間に約270人の補欠議員 (recruiters) が選出された。

2回にわたる内戦を勝ちぬいていつたこの議会は、すでに1647年ごろから、その内部に独立派と長老派の分裂を生じており、また外部的には独立派や水平派の牙城である軍との対立になやんでいたのであるが、この対立は結局のところ軍のクーデターによつて独立派の権力掌握となり、1648年12月6日、プライド大佐による長老派議員のパージがおこなわれた。このときパージされた議員の数は、正確には不明であるが、その直後にだされたアピールの一つでは143名、他のパムフレットでは214名 (これは議員以外のものをふくんでいるらしい) とされ、1660年のパムフレットでは230名以上とされているが、ペニントンの表では、確実にパージされたものは214名、不確実なもの、および自発的に引退してしまつたものは72名となつている。⁽⁴⁾

パージ後の議会は、国王死刑、共和制の設立など革命の最高段階へすすんでゆくが、これは反対派によつて Rump 議会という名をつけられたもので、その議員数も確定は不可能であるが、約200名前後といわれ、ペニントンの表では、はつきり独立派とするされているものは、209名である。

このラムプ議会は、1653年4月20日、軍のクーデターによつて解散せしめられ、1641年11月から11年半にわたる長期議会は、一応ここで終止符をうつのであるが、その後、指名議会、プロテクトレートとつづいたあと、リチャード・クロムウェルの歿落後、1659年5月に、53年4月の解散を不法かつ無効と主張する人々によつて、ラムプ議会が復活され、同年10月ふたたび軍のクーデターで解散せしめられたが、翌60年1月再復活、ついで2月には、48年12月プライド・パージにかかつた議員も、議会への復帰に成功し、長期議会は完全に復元し、3月、国王復位の準備をととのえて、正式に自発的解散をおこなつた。だから、ひろい意味では、長期議会は20年の長きにわたつたことになるわけであ

(3) cf. D.H. Pennington : op. cit., pp. 42—43.

(4) *ibid.*, pp. 226—245 のリストから計算。

るが、ふつうは1653年まで、せまい意味では1648年12月まで、を長期議会とよんでいる。本稿では、史料が不足しているため、補欠議員については分析がきわめて不十分になるおそれがあるので、これをふくまず、500名あまりの最初の議員のみに、分析をとどめることとしたい。

Ⅲ. 党派別分類

さきののべたように、最初の選挙で選出された議員は504名であるが、その後、1641年末までに、除名または議席をうばわれたものや、死亡したものや、爵位を与えられて上院へうつつたものが、35名あり、42年にはいつてから内戦がはじまるまでに、さらに15名が下院から議席を失っている。この50名のうち、42年になつてから追放されたもののうちの2名を除いて48名が中間選挙によつて補充されているので、1642年8月までに選出された議員の総数は552名である。ペニントンはこれを“original members”とよんでいる⁽¹⁾。キーラーは1641年末までに選出された議員に、その分析をかぎつているから、ペニントンの数より13名少くなつているが、逆に、のちに当選無効と判定された8名をふくんでいるので、差引して547名の議員が、その研究の対象とされている⁽²⁾。本稿では、キーラーがあつかつているものから、当選無効とされた8名をのぞいて、539名をあつかうこととする。

ペニントンはそのあつかつている議員552名を、国王派236名、議会派302名、不明14名、というように、党派別に分類している⁽³⁾。ここで国王派というのは、国王のもとへ走り、または長期にわたつて欠席したために、議会から除名(expel)され、または議席をうばわれた(disabled to sit)もので、ふたたび議席を与えられなかつたもの、をいう。また不明の14名は、いずれも1642年の前半までに死亡してしまつたもののうち、党派別を推定しえないものである。1642年以後に選出された13名は、ペニントンの分類によると、国王派5名、議会派8名であるから、それぞれこれをのぞくと、本稿であつかうとする539名については、

(1) D. H. Pennington : op. cit., p. 2.

(2) M. F. Keeler : op. cit., p. 6.

(3) D. H. Pennington : op. cit., p. 14.

国王派	231 名
議会派	294 名
不明	14 名

という党派別分類となる。

キーラーの分類は、つぎのとおりである。⁽⁴⁾

議会派	310 名
改革派でのち国王派となつたもの	44 名
国王派	182 名
日和見主義者や国王派から議会派へうつつたもの	6 名
不明	5 名

キーラーは、1人1人の議員については、その党派をしめしていないので、ペニントンの分類との異同をあきらかにすることは困難である。⁽⁵⁾ここではペニントンの分類にしたがうこととする。

このような党派別分類をおこなうにあたって、問題となる点は、マニングなどが批判しているように、中立的な立場をとつた人々をどうするか、ということである。ペニントンはマニングへの答えのなかで、中立派を別に分類することも考えてみたが、「そういうグループを規定することの困難は、そのことの利益よりはるかに大きかつた」といつている。⁽⁶⁾私も、結論的には、ペニントンにしたがうわけであるが、国王派ジェントリ層の多くが内乱に中立的であつた——少くとも消極的であつた——ということは、重要な問題をふくんでいるように思われる。このことは、議員についてのみでなく、私がみることのできたわずかの革命時の地方史研究のなかでも、一般的に指摘されていることであつて、⁽⁷⁾これらの中立的ジェントリの存在が、イギリス革命における階級対立をば

(4) M. F. Keeler : op. cit., p. 12.

(5) キーラーのいう改革派も、結局は議席をうばわれたものをさすのであるから、ペニントンの分類の国王派にはいるものであろう。42年8月までの死亡者14名のうち、おそらく7名が議会派に、2名が国王派に、5名が不明とされているのではあるまいか。日和見主義者6名のうち、あらためて議席を与えられたのは1名ぐらいであるから、ほかの5名は国王派にはいるであろう。当選無効の8名は、3名が国王派、5名が議会派と推定される。以上をまとめて、キーラーの分類を調整すると議会派299名、国王派226名、不明14名、計539名、となり、ペニントンの分類とは、5名のくいちがいが生ずる。

(6) D. H. Pennington : Past and Present, No. 6, p. 87.

(7) たとえば C. Thomas-Stanford : Sussex in the Great Civil War and the Inter-*

やかし、革命を妥協的な形で終らせてゆく重要な力になつている、といえるのではなからうか。この問題については、あとでもう一度ふれることにしよう。

議会派はさらに、長老派と独立派に分類される。これらの呼び名は、もともと宗教的な意味のものであるが、政治的な意味においては、ラムプ議会にのこつたものが独立派、プライド・パーヅにかかつたものが長老派、といわれ、宗教的意味における分類と政治的意味におけるそれとは必ずしも一致しない⁽⁸⁾。ここでは、政治的な意味において、これらの言葉を用いる。すでにのべたようにペニントンは長老派を286名、独立派を209名、としているが、これは補欠議員をふくんだ数であつて、最初の議員のうちでは、長老派206名、独立派88名を数えることができる。ただしこの長老派のうち3名は、キーラーによれば、⁽⁹⁾パーヅされていないことになつているので、キーラーが正しいとすれば、長老派203名、独立派91名となる。この点ではキーラーの方が正しいようであるが、比較の便宜上、ペニントンにしたがつておく。

以上をまとめると党派別分類はつぎのとおりである。

国 王 派	231 名
長 老 派	206 名
独 立 派	88 名
不 明	14 名
計	539 名

IV. 地域別分布

長期議会の議員の、党派別分類と地域的分布との関連については、すでに S. R. ガーディナーの表によつてはばうかがうことができるのであるが、⁽¹⁾ペニ

* regnum, 1642—1660 (1910), pp. 64—67, A. C. Wood: Nottinghamshire in the Civil War (1937), pp. 24—25, W. G. Hoskins & H. P. R. Finberg: Devonshire Studies (1952), p. 89, pp. 333 et seq.

(8) J. H. Hexter: The Problem of Presbyterian Independents (American Historical Review, vol. 44, no. 1, 1938) pp. 35—36 によれば、7つの州からでているラムプ議会の議員31名のうち、24名が、宗教的には長老派であるという。

(9) この3名は、John Bampffield, John Northcote, John Selden である。

(1) S. R. Gardiner: History of England, 1603—1642, (1884) vol. X の巻頭の附図参照。ただし、この表とペニントンによる党派別分類とは、若干のくいちがひがあり、ガーディナーの表の誤りは、すでに R. N. Kershaw: op. cit., p. 508, n. 1 で、指摘されている。

ントンにしたがつて、本稿であつかわうとする 539 名の、州別党派別分布をしめせば、別表のとおりであり、イングランドとウェールズとを 6 地方に分けて、その総計をしめすと、次のとおりである。

	定員	国王派	議会派	長老派	独立派	不明	計
北部	62	36 (56%)	26 (41%)	(12, 14)		2	64
東部	64	14 (21%)	53 (79%)	(41, 12)		0	67
中部	77	32 (37%)	51 (59%)	(35, 16)		3	86
西部	60	42 (68%)	19 (31%)	(15, 4)		1	62
南東部	94	28 (28%)	68 (67%)	(49, 19)		5	101
南西部	150	79 (50%)	77 (48%)	(54, 23)		3	159
計	507	231 (43%)	294 (55%)	(206, 88)		14	539

この表は、イギリス革命における国王派と議会派の対立が、だいたい、経済の後進地帯であるイングランドの北部・西部と、経済的先進地帯である南部・東部との、対立に相応するものであつた、という通説を、ほぼ確証しているといえよう。こころみに以上の 6 地方を、北、西、南西部と、東、中、南東部に二大別してみると、北西地帯では国王派は 157 名、議会派は 122 名となつて、その比率は 56:44 であり、これに対して、南東地帯では国王派は 74 名、議会派は 172 名となり、その比率は 30:70 となつている。さらにこまかくみると、同じく北部とはいつても、ランカシャーでは議会派の方が多く、ヨークシャーでは、州全体としては国王派の方が多いが、その南部——East Riding——では 7 割近くが議会派であるし、また南西部地方では、全体としては国王派が議会派

(2) ヨークシャーをさらに細分すると次のとおりである。

	国王派	議会派	不明	計
East Riding	2	6	1	9
West Riding	8	2	0	10
North Riding	7	3	0	10
州選出	1	1	0	2

West Riding に議会派が少ないのは、おそらく、リーズ、ハリファックス、ウェークフィールドなどの新興織物都市が、まだ議員選出の権利を与えられていなかったためであろう。それらの町が議会派の拠点であつたことについては、cf. A. C. Wood: op. cit., p.38.

よりやや多いのであるが、ウィルトシャやドーセットシャでは逆に議会派の方が多くなつて⁽³⁾いる。このように、ペニントンの表から作成される党派別地域分布は、きわめて常識的な考え方を裏づけるものとなるであろう。

しかし、地域分布を考える場合に、一つの困難な問題がある。それはマニングが指摘したような、パトロン関係の問題である。国王や有力な貴族は、その勢力下におさえている町から、任意に自らの推薦する人物を選出せしめることができ、その弊害があまりに大きかつたために、1641年12月10日には、貴族が選挙に干渉することを禁止する決議がなされたほどであつたが、このような状態のもとでは、ある地区からの選出議員は、かならずしもその地区の出身者であるとはかぎらず、こういう「よそもの」(foreigner)や「渡りもの」(carpet-bagger)が非常に多ければ、選出地区によつて議員の党派別地域分布を考察することは、無意味になるであろう。しかし、これらの「よそもの」の数を正確にとらえることは、議員の出身地が分らなかつたり、選挙区との関係が明らかでなかつたりするために、かなりの困難をともしなわざるをえない。キーラーによれば、国王が圧力をかけうる選挙区が46、貴族が圧力をかけうるものが50、パトロンが議席の1つをだいたい確保しうるところが35、議席を2つとも確保しうるいわゆる“pocket borough”が36、あつたとされているが、⁽⁴⁾そのような外部からの圧力に対する地元の抵抗がかなりつよい場合もあり、あるいは、地元の有力者がおさえているポケット・バラもあつて、これらの選挙区がすべて「よそもの」をおくりだしたと考えることはできない。キーラーによると、おそらく64名が「渡りもの」であつたろうと推定され、その州別の分布までしめ⁽⁵⁾されているが、しかしキーラーの研究から、もつとひろい意味での「よそもの」をひろいだと、85名あり、このうち「渡りもの」といわれている64名がどれであるかは、確認しえない。だから本稿では一応85名を「よそもの」とみてお

(3) デヴォンシャも議会派の方が多いが、これはのちにのべるように、他の地方からの“foreigner”がはいつているため、それを除外すると、両派は同数となる。

(4) M. F. Keeler: op. cit., p. 8, n. 27. なお cf. J. E. Neale: op. cit., pp. 162 et seq.

(5) M. F. Keeler: op. cit., p. 20, n. 100.

こうと思う。この85名を選出地区によつて党派別州別に分類すると、次のとおりである。

	国王派	長老派	独立派	不明	計
Cornwall	8	5	2	0	15
Wiltshire	3	3	5	1	12
Devonshire	1	3	2	0	6
Cinque Ports	4	1	1	0	6
Staffordshire	3	2	1	0	6
Hampshire	3	0	2	0	5
Dorsetshire	3	0	0	0	3
Lancashire	2	1	0	0	3
Buckinghamshire	1	2	0	0	3
Surrey	1	1	0	0	2
Berkshire	0	1	1	0	2
Suffolk	0	2	0	0	2
Huntingdonshire	0	2	0	0	2
Northumberland	1	1	0	0	2
Oxfordshire	0	2	0	0	2
Yorkshire	0	0	1	0	1
Wales	1	0	0	0	1
Kent	1	0	0	0	1
Somersetshire	0	1	0	0	1
Herefordshire	1	0	0	0	1
Lincolnshire	1	0	0	0	1
Worcestershire	1	0	0	0	1
Westmorland	1	0	0	0	1
Essex	0	1	0	0	1
Leicestershire	1	0	0	0	1
Norfolk	1	0	0	0	1
Monmouthshire	1	0	0	0	1
Cumberland	1	0	0	0	1
Gloucestershire	1	0	0	0	1
計	41	28	15	1	85

これらの「よその」を、その出身地別にみると、ロンドンをふくむ Middlesex がもつとも多くて17名、ついで Northamptonshire 8名、Wiltshire 5名、

Devonshire, Buckinghamshire, Kent がそれぞれ4名ずつ, Surrey が3名, あとは2~1名ずつ22の州がかぞえられるが, しかしこれらの85名の「よそもの」の経歴をみても, 宮廷の廷臣, 役人, および法律家が圧倒的に多く, そうでないものは有力貴族の子弟であつて, これらをあわせると66名に達し——これはキーラーが「渡りもの」としたものの数にほぼひとしい——, これらはその出身地とのつながりはほとんどないと考えられるから, 「よそもの」の出身地を分析することには, あまり意味がないであろう。そこでこの85名をさきの地域別分布から除いて考えてみると, 各州別には別表のかつこ内のおりであり, 6地方にわけてみると次のとおりである。

	国王派	議会派	長老派	独立派	不明	計
北 部	31 (55%)	23 (41%)	(10, 13)		2	56
東 部	12 (20%)	48 (80%)	(36, 12)		0	60
中 部	27 (38%)	42 (58%)	(28, 14)		3	72
西 部	38 (66%)	19 (33%)	(15, 4)		1	58
南 東 部	19 (22%)	63 (72%)	(47, 16)		5	87
南 西 部	63 (52%)	56 (46%)	(42, 14)		2	121
計	190 (42%)	251 (55%)	(178, 73)		13	454

これをさきの表とくらべてみると, 各地方ともそれほど大きな差はなく, ただ南東部において議会派の優位が, 南西部において国王派の優位が, よりはつきりとあらわれている反面, 中部と西部においては両者の差が少し小さくなった程度である。したがつて, 「よそもの」について考慮をほらつても, 党派別地域別分布は変らない, と結論してよいであろう。

党派別地域別分布についてのもつと重要な問題は, 国王派が北部西部に多く, 議会派が南部東部に多いという通説が, ここで確認されたわけであるが, この通説が何を意味しているのか, をあらためて問うことであろう。きわめて常識的には, この二つの地域は大ざつぱに経済的先進地域と後進地域を意味している, と考えられているのであるが, この考え方は正しいのか, 正しいとすれば具体的にその先進性と後進性をいかにとらえるべきか, が問題とならなければならないであろう。たとえば, 農奴制の崩壊過程における両地域の差, 土地囲込みの進展の地域差, 農村工業の展開, などの問題がこの点でとりあげら

れるべきである。ここでそのような問題にまではいることは、とうていできない。ただいえることは、常識は再検討されなければならないけれども、一応ここで常識は確認されたということだけである。

なお地域別分布と関連して、水平派が提出した「人民協定」や、プロテクトレートの基礎となつている「統治章典」における議席の配分が、長期議会におけるそれといかに異なつているか、その違いは党派別の分布とどう関係しているか、などの問題もあるわけであるが、本稿ではその点におよぶこともできない。

別 表 党 派 別 地 域 別 分 布

(かつこ内は「よそのもの」を除いた数)

	定 員	国 王 派	長 老 派	独 立 派	不 明	計
北 部						
Northumberland	8	5 (4)	1 (0)	2	1	9
Cumberland	6	3 (2)	2	1	0	6
Westmorland	4	4 (3)	0	0	0	4
Yorkshire	30	18	3	9 (8)	1	31
Lancashire	14	6 (4)	6 (5)	2	0	14
計	62	36	12	14	2	64
東 部						
Lincolnshire	12	3 (2)	8	2	0	13
Norfolk	12	2 (1)	7	3	0	12
Cambridgeshire	6	1	3	2	0	6
Huntingdonshire	4	1	2 (0)	1	0	4
Suffolk	16	4	10 (8)	2	0	16
Hertfordshire	6	2	5	0	0	7
Essex	8	1	6 (5)	2	0	9
計	64	14	41	12	0	67
中 部						
Nottinghamshire	6	4	1	1	0	6
Derbyshire	4	1	2	1	0	4
Staffordshire	10	8 (5)	4 (2)	1 (0)	0	13
Leicestershire	4	1 (0)	1	2	0	4
Rutlandshire	2	2	0	0	0	2
Warwickshire	6	2	1	3	2	8

Northamptonshire	9	1	6	2	0	9
Bedfordshire	4	1	4	0	0	5
Buckinghamshire	14	5 (4)	7 (5)	2	1	15
Oxfordshire	9	3	6 (4)	1	0	10
Berkshire	9	4	3 (2)	3 (2)	0	10
計	77	32	35	16	3	86
西 部						
Cheshire	4	3	0	1	0	4
Shropshire	12	8	4	0	0	12
Worcestershire	9	5 (4)	3	2	0	10
Herefordshire	8	7 (6)	3	0	0	10
Monmouthshire	3	1 (0)	0	0	1	2
Wales	24	18 (17)	5	1	0	24
計	60	42	15	4	1	62
南 東 部						
Middlesex	8	0	7	2	0	9
Surrey	14	2 (1)	10 (9)	2	0	14
Kent	10	4 (3)	4	2	0	10
Sussex	20	8	7	5	2	22
Hampshire	26	6 (3)	13	5 (3)	2	26
Cinque Ports	16	8 (4)	8 (7)	3 (2)	1	20
計	94	28	49	19	5	101
南 西 部						
Gloucestershire	10	6 (5)	3	1	0	10
Wiltshire	34	13 (10)	14 (11)	9 (4)	1 (0)	37
Somersetshire	16	12	3 (2)	2	0	17
Dorsetshire	20	10 (7)	6	6	0	22
Devonshire	26	12 (11)	14 (11)	2 (0)	2	30
Cornwall	44	26 (18)	14 (9)	3 (1)	0	43
計	150	79	54	23	3	159

V. 階層別職業別分類

まず、キーラーがかかげている表を転載しよう。⁽¹⁾

(1) M. F. Keeler: op. cit., p. 23. この表の職業の欄で「代理人・管理人」とあるのは、貴族などに仕えている秘書やその所領の管理人などをさし、「町の法律家」とあるのは、法学院 (Inns of Court) で正規の資格をえないで、地方の町で弁護士*

長期議会の階級構成(1) (浜林)

出身階層 職業	貴族の子			準男爵の子			ナイトとジェントリの子					僧侶の子	医師の子	法律家の子	廷臣・官吏の子	商工業者の子	ヨーマンの子	船員の子	音楽師の子	不明	合計	
	長男	二男以下	庶子	長男	推定相続人	二男以下	長男	推定相続人	二男以下	庶子	新しいジェントリの子											と推定されるものの子
代理人・管理人							2		3			2				1	2	1			2	13
軍人	2				1		3		2			1										9
僧侶									2				1									3
廷臣	2	2					5		7			1				2	1				2	22
ジェントリ	25	15	1	18	7	4	159	36	22	1		6			19	13	8				4	333
法律家		1			1	1	27	1	24		1	4	2		7	3		1			1	74
海軍軍人																		1				1
医師														1								1
官吏							7		3			3				9	1	1		1	2	27
町の「法律家」																	5					5
商工業者							2		4		3		1		1		27	3	1		13	55
不明																					4	4
計	29	18	1	18	9	5	205	37	67	1	4	17	4	1	22	28	44	6	2	1	28	547
	48			32			331															

* や法律顧問をやっているものではない、「法律家」というのは、正規の資格をもった弁護士 (barrister) や市裁判所判事 (recorder) などという。

大へん残念なことに、キーラーはこの階層別職業別分類が議員の党派別分類と、どのように関係しているのか、については、きわめて簡単にしかふれていないし、しかもこれらの職業別分類には、たとえば廷臣と官吏、商工業者とジェントリ、あるいは法律家とジェントリ、などには、区別がきわめて曖昧でどちらへいれてよいか迷うような場合が多いので、キーラーのこの分類のとおり、1人1人の議員を分類することは不可能に近い。キーラー自身も、しいて分類すればこうなるという程度に考えているようであり、またこの表の職業欄のわけ方にも問題がないわけではないので、この表は一応の目安というほどのものと考えるべきであろう。

ところで党派と職業との関係については、キーラーはこういつている。「ジェントリはその39%が国王派であるが、おそらく彼らをよりつよく動かした利害は、主として経済的な、あるいは職業上のものではなかつたであろう。貴族の秘書や代理人は、主人の政策にしたがう傾向があつた。しかし、ほかのグループにおいては、職業と政策との間に、ある関連を見出しうる。僧侶、軍人、廷臣はだいたい国王派であつた。官吏の約半分は国王を支持し、2人は日和見的であり、10人は議会派であつた。74人の法律家は、その3分の2は、議会の初期には改革派であつたのだが、内戦がはじまつたときには、ほぼ平等に両派へ分れていて、都市の人々は商工業者も『地方の法律家』もふくめて、そのうちわずか4分の1が国王派であり、それもあとになつてからのことであつて、しかもその大部分は、国王派のつよい西部や北部地方の出身であつた」⁽²⁾。

このようなキーラーの指摘は、官吏のなかに意外に議会派が多いということを除けば、われわれの常識的な予想を裏切るものではないといえよう。問題の中心がジェントリにあることもはつきりしてきたわけであるが、以下において分類が比較的容易なものからもう少し詳しく検討してゆくこととしたい。

VのI. 商工業者 (Tradesmen)

長期議会における商人の数は、かつてM・アシュリによつて27名と見つもら

(2) *ibid.*, p. 22.

れ、M・ドブもそれをうけついでいるが、ペニントン⁽¹⁾はこれを修正して、45名ないし50名におよぶであろうとし、もし投機業者もふくめるとすれば70名にも達するであろうといつている。キーラー⁽²⁾の分類では、さきにふれたように、商工業者は55名とされているが、国王と密接に結びついた投機業者や独占業者などは「廷臣」という分類にふくまれていると考えられるので、ペニントンの推測した数と大差はないであろう。このように、商工業者には、一方では廷臣や官吏と区別しがたいものがある反面、他方ではジェントリが商工業に投資している場合もあるので、げんみつに分類することは不可能であるが、ここでは広義に解釈し、いくつかのグループに細分して、分析することとする。

〔A〕 独占商人 投機業者。

国王派 — 16名

J. Ashburnham, T. Bludder (Bludworth), J. Brooke, F. Conningsby*, N. Crispe*,
J. George, G. Goring, J. Harrison, H. Hooke*, J. Jacob*, R. Long (Longe)*, R.
Sackville, W. Sandys*, E. Verney*, T. Webb*, E. Windham (Wyndham)*.

長老派 — 2名

J. Evelyn, A. Ingram.

独立派 — 3名

C. Holland, J. Trevor, L. Whitaker.

国王派のうちで*印をふしたものは、1641年から42年の間に、モノポリストとして議会から除名されたものである。

このリストにかんして、まず第一に注目すべきことは、これらの21名のうちで、本来の商人であつたものは、わずかに4名 (Crispe, Hooke, Long, Ingram) のみであつて、ほかはすべて廷臣または官吏であるということである。このことは、長期議会の初期において、とくにはげしい攻撃のまとなつた「独占」が、いわゆる特権的商業資本の前期的独占ではなく、それよりももつと寄生的な、国王権力と密着した独占であつたことをあらわしている。私はかつてこのことを指摘してこれを「寵臣独占」とよび、長期議会の独占攻撃の

(1) M. Ashley: *Financial and Commercial Policy under the Cromwellian Protectorate* (1934) p. 7, M. Dobb: *Studies in the Development of Capitalism* (1946) p. 169.

(2) D. H. Pennington: *op. cit.*, p. 53.

意義を過大評価することの危険をといたのであるが、そのことはここで確認されたといつてよいであろう。⁽³⁾

つぎに、これらの投機的な独占業者が国王派にぞくしていたことは、あらためてとりあげる必要もないことであろう。そんなことは、「この時期をまったく研究しなくてもいえることだろう」とマニングは書いているが、ここでの問題はむしろ、長老派や 独立派のなかにさえ、そういう独占業者がいることを、どう説明するかということであろう。長老派のイーヴリンは父の代から火薬製造の独占権を与えられていて、1620年代には国王の政策に対立したことがあり、独占とはいつても、いわゆる「寵臣独占」とは性格を異にするものであるから、このグループへいれること自体が誤りであるかも知れない。しかし、ほかの名は、その仕事の内容からみても、国王派の独占業者と同一であり、ことに独立派のウィッターカーなどは、1641年には国王派として逮捕されそうになった経歴があり、またホランドは国王の側近であつたにもかかわらず、のちには王領地を手にいれようとして国王の死刑に賛成し、多くの人々からきびしい非難をうけたといわれている。キーラーはこれらの人々が議会派へくみしたことの理由を、たとえばピューリタニズムの影響や、友人・親戚関係などから説明しようとしているようであるが、そういう個人的な事情よりも、これらの絶対主義権力への寄生者の無性格的な浮動性が重要なのではなからうか。国王派のなかでモノポリストとして追放された人々のうちにも、たとえばクライスプのように、のちには革命政府への金融を企てているものもあり、本当の意味の国王派というよりも、むしろ追放されたから国王派としてマークされた、というようなものもあるのであろう。したがって、ヒルがしているように、「投機的金融業者」を「寄生的な封建的土地所有者」とともに国王派とみることの正しさは、ここで証明されたのであるが、と同時に、これらの投機的金融業者の反動勢力としての力を、過大に評価することはできない、といわなければならない。

(3) 拙稿「イギリス革命と商業資本」(「社会経済史学」19巻 4,5号. 1953年) p. 35.

(4) B. Manning: Past and Present, no. 5, p. 73.

〔B〕 貿易・植民企業に関係しているもの。⁽⁵⁾

	国王派	長老派	独立派
東印度会社 (12名) (K. 9名以上)	N. Crispe T. Fanshawe J. Harrison J. Jacob	A. Ingram T. Soame W. Spurstow E. Stephens N. Stephens S. Vassall	J. Goodwin I. Pennington
ヴァージニア会社 (21名) (K. 約20名)	T. Bludder T. Fanshawe J. Harrison E. Herbert G. Palms R. Sackville	F. Barnham T. Cheeke M. Cradock W. Erle J. Evelyn R. Harley A. Ingram F. Knollys W. Lytton T. Parker J. Selden J. White	W. Masham H. Mildmay H. Vane, sr.
バーバリ会社 (1名)	N. Crispe	なし	なし
冒険商人 (3名)	H. Hooke (ブリストル) R. Longe (ブリストル)	なし	T. Hoyle (ヨーク)
マサチューセッツ湾 会社 (8名)	なし	N. Barnardiston J. Clotworthy M. Cradock W. Spurstow S. Vassall J. White	W. Brereton H. Darley
プロヴィデンス・ア 일랜드会社 (9名) (K. 11~13名)	なし	T. Barrington T. Cheeke G. Fiennes G. Gerard	H. Darley O. St. John

(5) キーラーは、op. cit., p. 25, n. 125—6 で、これらの、企業に関係した議員の数をしめしているが、本稿のリストとは若干のずれがある。キーラーのしめした数は、かつこ内で (K. ~名) としてしめた。

			E. Moundeford	
			J. Pym	
			B. Rudyard	
イーストランド会社	な	し	M. Cradock	な
(1名)				し
ドルチェスター会社 ⁽⁶⁾	な	し	W. Erle	D. Bond
(5名)(K.5名)			G. Green	J. Browne
ロシヤ会社	な	し	W. Yonge	
(1名)(K.1名)			T. Soame	な
レヴェント会社	な	し		し
(3名)(K.2~3名)			T. Soame	I. Pennington
ギニア貿易	N. Crispe		S. Vassall	
(1名)			な	し
フランス会社	R. Ferris		E. Exton	な
(2名)				し
以上のほかに貿易植	な	し	R. Harley	A. Hesilrig
民と関係のあつたも			F. Popham	
の			T. Roe	
			J. Rolle	
計 (延人数)	15名		43名	14名
(実数)	11名		31名	12名

このリストからまず知られることは、国王派の11名に対して、議会派は43名と、その数がかかなり多いことである。しかも、さらにくわしくみると、このリストにある国王派11名のうち、さきにあげた独占業者が7名をかぞえ、残りの4名も、少くともその3名はジュントリ層にぞくする人々であつて、したがつて貿易・植民企業への関係は、国王派にあつては、ロンドン商人のクライスプとブリストルの冒険商人であつたフックとロングとの3名をのぞいては、それほど積極的なものではなく、株主としての投資程度にとどまつたのではなからうか、との推測が可能である。さらに国王派は、ヴァージニア会社をのぞいて植民企業へは参加しておらず、したがつて、マニングのように、この植民企業というところに、「もつぱら議会派的な、特殊な経済的利害⁽⁷⁾」がある、といつてよいであろう。ただし、この植民企業における議会派的性格が、経済的根拠

(6) ドルチェスター会社は、のち、マサチューセッツ湾会社へ併合された。cf. D. H. Pennington: op. cit., p. 163.

(7) B. Manning: op. cit., p. 72.

によるものか、あるいは逆にピューリタンたちが植民企業に積極的であつたという理由によるのか、あるいはプロヴィデンス・アイランド会社やドルチェスター会社の場合にはつきりしているように、植民企業への結集が反国王的な政治意識を育てあげたためなのか、は一義的には断言しえないところであろう。なおヴァージニア会社が植民企業のなかで、国王と何らか結びつき易い性格を、とくにもつていたのではないか、とも考えられるが、この点もいまの私には明らかでない。いずれにしろ、貿易・植民企業へ関係しているものには、議会派が多いということは、一般的にいいうるところである。

〔C〕 ロンドン商工業者

	国王派	長老派	独立派
ロンドン選出	なし	M. Cradock S. Vassal. T. Soame	I. Pennington J. Venn
ロンドン出身で他の 地方から選出された もの	N. Crispe (シンク・ポート)	G. Abbott (サリ) A. Bedingfield (サフォーク) W. Bell (ウェスト ミンスター) A. Ingram (コーンウォール) R. Jenner (ウィルトシャ) J. Rolle (コーンウォール) W. Spurstow (シュロップシャ)	E. Ashe (ウィルトシャ)
計	1 名	10 名 ⁽⁸⁾	3 名

〔D〕 地方商工業者

	国王派	長老派	独立派	不明
北 部	1	0	4	0
東 部	0	5	3	0
中 部	0	1	2	1

(8) D. H. Pennington: op. cit., p.59 は、このほかに、G. Lowe をロンドン商人としているが、M. F. Keeler: op. cit., pp. 257—8 では、ロンドン商人であつたのは同姓同名の彼の叔父であつたとされている。ここではキーラーにしたがう。

西	部	1	3	0	0
南	東部	0	3	1	0
南	西部	8	4	3	0
	計	10	16	13	1

この地域別分布から明らかになることは、計54名の商工業者のうち、国王派は11名で、そのうち8名までが南西部の出身・選出であり、ほかの3名も北部と西部とからの1名ずつと、独占業者のクライスプとであるということであつて、国王派と議会派の地域分布は商工業者の場合にはとくにはつきりあらわれているといえよう。このことは、すでにのべたように、キーラーが指摘した点である。

〔E〕 商工業者の職種別分類⁽⁹⁾

	国王派	長老派	独立派	不明	計	
apothecary	0	1	0	0	1	(K. 1名)
brewer	0	0	1(?)	0	1(?)	(K. 1名?)
chandler	0	0	1	0	1	(K. 1名)
clothier	0	3	1(?)	0	4(?)	(K. 3名)
draper	0	1	4	0	5	(K. 4~5名)
dyer	0	1	0	1	2	(K. 2名)
fishmonger	0	0	1	0	1	(K. 2名)
goldsmith	0	1	0	0	1	(K. 1名)
grocer	0	2	0	0	2	(K. 2名)
hosier	0	1	0	0	1	(K. 1名)
mercier	0	2	1	0	3	(K. 2名)
merchant tailor	0	0	1	0	1	(K. 1名)
salter	1	0	0	0	1	(K. 1名)
skinner	0	1	0	0	1	(K. 1名)
coal merchant	1	0	0	0	1	
weaver	0	1	0	0	1	
ironmonger	0	0	1	0	1	
計	2	14	11	1	28	

これ以外は、とくに職種を明記されず、ただ“merchant”とするされているものであるが、そのほかに、「商工業者」という分類にはおそらく入らないの

(9) M. F. Keeler: op. cit., p. 21, n. 108 に、商工業者の職種別分類があげられているが、その数は (K. ~名) としてしめす。

であろうが、ジュントリで土地のほかに、炭坑や鉄・銅・錫などの鉱山をもつたり、漁業に投資したりしているものがあり、これは国王派に10名、長老派に11名を数えることができる。

商工業者にふくまれると思われる国王派11名のうち、職種の明記されているものは2名で、これを長老派の26名中の14名、独立派の16名中の11名とくらべてみると、その率はいちじるしく低い。職種が明記されているのは、大体、商工業者のうちで、産業との関連性がつよいものであると考えられるが、とすれば、商工業者のうち、国王派には産業との関連がうすく、独立派においてそれがもつともつよい、ということがいえよう。しかも、国王派で職業の明記された2名のうち、“salter”は、さきにしばしばふれたクライズプであり、もう1人はニューカスルの石炭商人であるから、産業との関連はまつたくないといつてもよい。ジュントリで鉱業や漁業に関係しているものには、国王派が多いが、この関係が具体的にどのようなものであるかは明らかではないけれども、おそらく直接に経営するという形ではなく、たんなる投資あるいは所有という形ではなかろうか。

〔F〕 家 系

家系については正確な分類は困難であるが、さきにかかげたキーラーの表と考えあわせながら、おおよそのところを推定すると、次のようになるであろう。

	国王派	長老派	独立派	不 明	計
ジュントリの子	1	4	4	0	9
僧 侶 の 子	0	0	1	0	1
法 律 家 の 子	0	1	0	0	1
商 工 業 者 の 子	5	13	6	0	24
ヨーマンの子	0	0	2	0	2
船 員 の 子	0	1	0	0	1
不 明	5	7	3	1	16
計	11	26	16	1	54

このリストで目につくことは、国王派では商工業者の子が多く、議会派では、とくに独立派では、それ以外の職業の家系のものが多い、ということである。このことは、国王派には、たとえばエリザベス朝の最大のニューカスル商

人を父とする H・アンダースンの場合にはつきりとみられるように、代々の家業をうけついで商人となつたものが多く、独立派の場合には父の職業をつぐことができず、徒弟からたたきあげたもの——たとえば W・アランソン——が多い、ということをしめしている。

以上の分析を要約すればこうである。商工業者といわれるもののうち、国王派には商人の若干名をかぞえるのみで、産業との関連はほとんどなく、その反面、貴族やジェントリや廷臣や官吏の商工業への投資が本来の商工業者のそれよりも多く、その形式は、大体、寄生的な傾向があると思われる。若干名の本来の商人は代々の家業をうけついだものが多く、したがつてそれぞれの出身都市では特権身分化しており、それらの出身地・選出地に北部・西部が多いのは、おそらく商人層の地方差それ自体によるよりも、北部・西部地方で都市行政の民主化がおくっていたことに起因するのではあるまいか。かならずしも商工業者ではないであろうが、市長の経歴をもつ30名の議員のうち、国王派の10名が1名をのぞいてすべて北部、西部、南西部の都市の市長であることも、同じようなことをしめしていると思われる。これに対して、議会派では、本来の意味の商工業者が多く、そのうちでも産業への関係をもつものがかなりの比をしめ、また特権身分化しているものは少ないといえるし、この傾向は長老派よりも独立派において—そうつよくあらわれている。かならずしも経済構造的意味をもつとはかぎらないかも知れないが、植民企業への参加者には議会派が多く、いわゆる特権的貿易会社も、その中心的なメンバーは議会派であつた。もちろん、これらは一般的傾向であつて、例外の存することはいうまでもない。

〔未完〕